



今月の特集：食料品ゼロ税率を考える

【新年のごあいさつ】

皆さまには、平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。また、日頃より当事務所の業務にご理解とご協力をいただいておりますことに、心より御礼申し上げます。

本年は丙午（ひのえうま）の年に当たります。

古来より「変化の勢いが強く、新たな流れが生まれやすい年」とも言われております。実際、国内外を見渡しますと、地政学的リスク、エネルギー価格や原材料価格の変動、為替の不安定さなど、企業活動や個人の生活に影響を及ぼす要因が複雑に絡み合い、先行きを見通しにくい状況が続いております。一方で、デジタル化や脱炭素投資、観光需要の回復など、新たな成長分野に向けた動きも着実に進んでおり、変化の中にこそ次の機会が生まれる年であるとも言えるのではないでしょうか。

こうした中、本日、衆議院が解散され、今後の政治・政策運営の行方についても不透明感が一層高まっています。税制や各種制度に

ついても、今後の議論や決定内容を注視していく必要がある局面にあると言えるでしょう。

税務の分野におきましても、本年は実務上の影響が少くない制度改正が予定されています。

令和8年度税制改正においては、基礎控除および各種所得控除の見直しが予定されており、原則として本年分については年末調整での対応が想定されています。これは多くの給与所得者の方々にとって、手取り額や税負担の実感に直接影響する改正であり、企業の皆さんにとっても、年末調整事務の重要性が一層高まることになります。

また、防衛力強化に係る財源確保の観点から、新たに「防衛特別法人税」が施行される予定です。対象法人や税額計算の仕組みは限定期ではあるものの、これまでにない性質の税であることから、制度の理解と適切な対応が求められます（令和8年4月1日以後開始事業年度から）。

加えて、外国人旅行者向け免税制度については、従来の店頭免税方式から、購入時には消費税を支払い、出国時に還付を受ける「リファンド方式」への転換が予定されており、免税店を営まれている事業者の皆さんにとっては、会計処理、レジ・システム対応、事務フローの見直しなど、実務面での準備が不可欠となります（令和8年11月1日以後の免税対象物品の譲渡から）。

これらの制度変更はいずれも、政策的な目的や社会的背景を踏えたものではありますが、現場の実務に落とし込む際には少なからず負担や戸惑いが生じるのが実情です。当事務所といたしましては、単に制度の内容をお伝えするにとどまらず、「実務上、何をどう変

える必要があるのか」「どこに注意すべきか」といった点をできる限り具体的に整理し、皆さまのご不安やご負担が少しでも軽減されるよう、引き続き情報提供と実務支援に努めてまいります。

日本経済は、物価高や人手不足といった構造的課題を抱えつつも、設備投資の回復、賃上げの動き、インバウンド需要の拡大など、明るい兆しも見え始めています。こうした環境のもと、各企業・各事業者の皆さまが、自らの強みを活かしながら持続的な成長を実現されることを、心より願っております。

本年が、皆さまにとりまして事業の発展と新たな可能性につながる一年となり、また、皆さまご自身とご家族にとって健やかで実り多い一年となりますことを心よりお祈り申し上げます。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。

【2月8日に衆議院議員選挙実施】

ご挨拶の中でも触れましたが、1月23日（通常国会冒頭）に衆議院が解散され、1月27日公示・2月8日投開票の短期決戦の衆議院議員総選挙が実施されます。

他の自治体でも類似の事例はあるようですが、私の住む埼玉県川口市では、2月1日に市長及び市議会議員補欠選挙が予定されています。選挙に向けた事前準備、そして、二週にわたり投開票作業に携わる自治体職員の方々、立会いをされる方々などに対しては、感謝を申し上げたいと思います。

「なぜ今このタイミングでの衆議院総選挙なのか」といった政局的な議論は多岐にわたりますが、ここでは一旦脇に置き、今回は、各党が選挙公約に掲げると報道されている「消費税減税」、なかで

も「飲食料品ゼロ税率」について、少しだけ考えてみたいと思います。

勿論、税は政治そのもの、どのような税制が望ましいか、どのような制度を選択するかは、選挙を通じて選ばれた国会議員（立法府）が判断することですので、個人的な意見は封印いたします。

【各党の主張】

衆議院総選挙における消費税関連の主張として、報道されている主な内容は次のとおりです（1月20日時点の報道による整理）。

自民・維新	飲食料品の消費税を2年間に限り0%
中道改革	恒久的な食料品の消費税率ゼロ
国民民主	景気回復まで、消費税率を一律5%
参政	消費税廃止
れいわ	消費税廃止。最低でも消費税率5%
共産	消費税率を一律5%。その後、廃止へ。

現在、軽減税率の対象とされているのは、「飲食料品」と一定の「新聞」です。また、「飲食料品」にはアルコール飲料以外の飲料を含みますが、「外食」は除かれています。

上記各党の主張するところの「食料品」、「飲食料品」は、現行制度の「飲食料品」を念頭に置いているものと考えられます。

【消費税の仕組み】

消費税は、事業者を納税義務者として、モノの販売や貸付け、サービスの提供を課税対象としつつ、製造→卸→小売り、といった取引のすべての段階の売上（課税売上高）をベースに課される税金です。前の取引段階で課税された部分（仕入）を含む売上全体が課税

対象となりますから、結果的に二重に課される部分が生じてしまいます。この問題（課税の累積）を防ぐための仕組みが、仕入税額控除制度です。

この仕組みを通じて経済的な実質を考えると、取引の各段階における付加価値に課税していることに近似することから、諸外国では付加価値税（Value Added Tax (VAT)）と呼ばれています。

【ゼロ税率とは？】

では、この消費税制度において「ゼロ税率」とは、一体どういうことなのか？

「ゼロ税率」は、その対象（例えば「食品」）の売上に対してゼロ%の税率で課税するということです。前述のとおり、その取引の前の段階、すなわち仕入部分については、再度課税対象となることから、前段階（仕入）に係る消費税を控除することになります。

勿論、前段階（仕入）が食品であれば課される消費税はありませんが、食品を製造するための原材料（種や肥料など）や様々な経費に課された消費税があれば、仕入税額控除の仕組みを通じて清算され、ゼロ税率の対象については、消費税の負担を全く負わない状態になります。

似て非なる「非課税」

消費税の仕組みの中には、似て非なるものとして「非課税」があります。

「非課税」は読んで字の如く、売上には課税しないことを意味します。よって課税の累積は発生しませんので、前段階（仕入）に係る消費税の控除は認めない、そういう仕組みになっています。

【ゼロ税率による心配】

消費税減税に伴う将来の財源論については政治の判断に委ねるとして、仮にいわゆる「食品ゼロ税率」が実現した場合、どのような影響が生じるでしょうか。

例えば、売上のすべてが軽減税率（8%）の対象である一方、仕入のすべてが標準税率（10%）の対象となっている事業者を想定すると、売上税率と仕入税率の比が仕入率を下回る場合

$$[\text{ 売上税率} \div \text{仕入税率} < \text{仕入率}]$$

には、消費税の還付が発生することになります。

まして、ゼロ税率となれば、消費税還付が恒常に発生する事業者が、相当数に上る可能性があります。

令和5年10月のインボイス制度導入に伴い、課税事業者（インボイス発行事業者）を選択された小規模事業者が相当数いらっしゃいますので、ゼロ税率が導入された場合の影響（新たに課税事業者となる者）を見通すことは難しいところです。

しかし、ゼロ税率の導入は、新たに課税事業者としての対応が必要になる事業者が多数生まれる可能性がありますので、制度設計や施行に当たっては、十分に目を配る必要があるのではないかでしょうか。



昨日12月26日に閣議決定された「令和8年度税制改正の大綱」を見ますと、私たちの日常生活に直ちに影響を及ぼすような税制、いわゆる「日切れ」の制度改正は、例年に比べてやや少ないように感じられます。

一方で、所得課税に比べると、取引課税である消費税をはじめとする間接税分野への影響は、相対的に大きくなる印象を受けます。例えば、自動車税における環境性能割の廃止がいつから実施されるのか、自動車重量税に係るエコカー減税の見直し（5月1日施行予定）や、関税の暫定税率の取扱いはどうなるのかなど、引き続き注視すべき論点も少なくありません。

衆議院議員総選挙を控え、政治・政策の動向には不透明な要素もありますが、新年度が大きな混乱なく、穏やかな一年となることを願うばかりです。

※ なぜ「バットマン」なのかについては、当事務所のWebサイト「バットマンの暮らしと税の徒然日記」にてご紹介しています。

Webサイト：<https://uetake-tax.com>

【令和8年2月の主な税務手続】

2月は、確定申告を控えた最終準備段階であり、個人・法人ともに重要な税務対応が集中する時期です。主な手続きは以下のとおりです。

《2月2日～3月16日まで》

- 前年分贈与税の申告

《2月10日まで》

- 源泉所得税の納付（1月分）
※ 納期の特例適用者は不要

《2月16日～3月16日まで》

- 前年分所得税の確定申告

《再掲：2月2日まで》

- 給与支払報告書の提出（個人別明細書）
- 提出先：従業員の住所地の市区町村
- eLTAXでの提出が原則

《法定調書合計表の提出》

- 提出先：税務署
- 給与、報酬、配当、不動産使用料など

《償却資産申告書の提出》

- 提出先：資産所在地の市区町村
- 事業用の機械・備品等がある場合

《固定資産税（償却資産）申告》

- 前年中に取得・除却があった場合は要注意

《個人事業税の申告（該当者）》

- 事業を営んでいる個人で対象業種の場合

事務所からひとこと

本年は1月及び2月の月末が土日となるため、申告・納付期限が翌月初旬に繰り越されるものがあります。

期限が「後ろにずれる」ことで、うっかり失念してしまうケースも少なくありません。申告・納付漏れや延滞税の発生を防ぐためにも、カレンダー上の期限ではなく、「法定期限」を意識した早めのご準備をおすすめいたします。